

## 船橋市消防団の組織等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市消防団の組織等に関する規則（昭和41年規則第16号。以下「規則」という。）に基づき、必要な事項を定める。

(組織等)

第2条 規則第2条に定める分団数（20ヶ分団）及び班（59ヶ班）とし4方面隊に区分する。

2 消防団本部、分団及び班の組織は、別表第1のとおりとする。

(任命等)

第3条 消防団長を推薦するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式を市長に届け出るものとする。

(1) 新たに消防団長の職に就こうとする者を推薦する場合 消防団長推薦書（第1号様式その1、第1号様式その3及び第1号様式その4）

(2) 消防団長の職に在る者が、任期満了後も引き続き消防団長の職を執り行う場合 消防団長推薦書（第1号様式その2、第1号様式その3及び第1号様式その4）

2 副団長を推薦するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式を消防団長に届け出るものとする。

(1) 新たに副団長の職に就こうとする者を推薦する場合 副団長推薦書（第2号様式その1及び第2号様式その3）

(2) 副団長の職に在る者が、任期満了後も引き続き副団長の職を執り行う場合 副団長推薦書（第2号様式その2及び第2号様式その3）

3 本部員分団長を推薦するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式を消防団長に届け出るものとする。

(1) 新たに本部員分団長の職に就く者を推薦する場合 分団長（本部員）推薦書（第3号様式その1及び第3号様式その3）

(2) 本部員分団長の職に在る者が、任期満了後も引き続き副団長の職を執り行う場合

分団長（本部員）推薦書（第3号様式その2及び第3号様式その3）

- 4 新たに分団長の職に就く者を推薦するときは、分団長推薦書（第3号様式その4）を消防団長に届け出るものとする。
- 5 新たに副分団長、部長及び班長の職に就く者を推薦するときは、分団（副分団長・部長・班長）推薦書（第3号様式その5）を消防団長に届け出るものとする。
- 6 新たに消防団に入団することを希望する場合は、消防団入団申込書（第4号様式その1）及び履歴書（第4号様式その2）を消防団長に届け出るものとする。
- 7 総務担当副団長、防災担当副団長、庶務担当副団長、福利厚生担当副団長及び住民指導担当副団長は、各副団長の中から1名ずつ任命するものとする。
- 8 方面隊長は、方面隊の管轄区域に居住する各副団長の中から各1名ずつ任命するものとする。
- 9 庶務担当本部員及び福利厚生担当本部員は、各本部員分団長の中から各1名ずつ任命するものとする。
- 10 方面隊副隊長は、方面隊の管轄区域に居住する各本部員分団長の中から方面隊ごとに各1名ずつ任命するものとする。
- 11 辞令の様式は、第5号様式によるものとし、次の掲げる必要事項を記載する。
  - (1) 氏名
  - (2) 現階級
  - (3) 発令事項
  - (4) 発令年月日及び任命権者
- 12 発令事項の文例は、別表第2に定めるとおりとする。

（階級章）

第4条 規則第3条に定める消防団の階級章は、別表第3のとおりとする。

（消防団旗等）

第5条 消防団旗、方面隊旗、分団旗及び女性消防部旗の様式は、別表第4に定めるとおりとする。

(本部員)

第6条 規則第4条に定める方面隊長にあたる副団長は、装備担当、安全管理担当、訓練担当及び研修担当を兼ねるものとする。

2 規則第4条に定める住民指導担当本部員に、女性消防団員を充てるものとする。

(本部の事務分担等)

第7条 規則第5条に定める本部の事務を次のとおりとする。

(1) 総務担当副団長

- ① 消防団の庶務、福利厚生及び住民指導担当部門の連絡調整に関する事
- ② 消防団長の特命事項に関する事

(2) 庶務担当副団長

- ① 総務担当副団長を補佐すること
- ② 消防団の事業計画に関する事
- ③ 消防団員の入退団及び懲戒処分に関する事
- ④ 千葉県消防大会、消防出初式等の表彰に関する事
- ⑤ 器庫及び物品等の点検に関する事
- ⑥ 消防団の会計に関する事
- ⑦ その他庶務に関する事

(3) 福利厚生担当副団長

- ① 総務担当副団長を補佐すること
- ② 福利厚生事業等の計画に関する事
- ③ 視察研修に関する事
- ④ 健康診断に関する事
- ⑤ その他福利厚生に関する事

(4) 住民指導担当副団長

- ① 総務担当副団長を補佐すること
- ② 春秋の火災予防運動に関する事

- ③ 歳末警戒に関する事
  - ④ 住民に対する防火、救急等の訓練指導に関する事
  - ⑤ 住民指導担当本部員の活動等の連絡調整に関する事
  - ⑥ その他広報に関する事
- (5) 防災担当副団長
- ① 消防団の装備、安全管理、訓練及び研修担当部門の連絡調整に関する事
  - ② 消防団長の特命事項に関する事
- (6) 方面隊長
- ① 防災担当副団長を補佐する事
  - ② 所属方面隊の分団等の指揮及び監督に関する事
  - ③ その他方面隊の活動に関する事
- (7) 装備担当副団長（方面隊長）
- ① 消防団装備の点検に関する事
  - ② 機関員の養成に関する事
  - ③ その他装備に関する事
- (8) 安全管理担当副団長（方面隊長）
- ① 消防活動の安全管理に関する事
  - ② 消防資機材等の安全管理に関する事
  - ③ その他安全管理に関する事
- (9) 訓練担当副団長（方面隊長）
- ① 災害時の活動計画に関する事
  - ② 出初式の計画に関する事
  - ③ ポンプ操法大会に関する事
  - ④ 演習に関する事
  - ⑤ その他訓練に関する事

(10) 研修担当副団長（方面隊長）

- ① 消防大学校、県消防学校における消防団員の教育に関する事
- ② 消防団員の幹部及び新入団員等の研修に関する事
- ③ その他研修に関する事

(11) 庶務担当本部員

- ① 庶務担当副団長を補佐する事
- ② 庶務担当事務に関する事
- ③ その他庶務に関する事

(12) 福利厚生担当本部員

- ① 福利厚生担当副団長を補佐する事
- ② 福利厚生担当事務に関する事
- ③ その他福利厚生に関する事

(13) 方面隊副隊長

- ① 方面隊長を補佐する事
- ② 方面隊の職務事務に関する事
- ③ その他方面隊長の特命に関する事

(14) 住民指導担当本部員

- ① 住民指導担当副団長を補佐する事
- ② 春秋の火災予防運動における予防広報活動に関する事
- ③ 分団単位の予防活動において、消防団長が活動を認めたもの
- ④ 防火、消火及び救急等に関する一般市民に対する訓練指導に関する事
- ⑤ 災害現場での避難誘導、情報収集及び雑踏整理等の後方支援に関する事
- ⑥ その他消防団長が特に活動の必要性を認めたもの

（分団の事務）

第8条 規則第6条に定める分団の事務は、次のとおりとする。

- (1) 新入団、退団及び分団の編成に関する事

- (2) 団員の公務災害及び表彰上申に関する事
- (3) 器庫の新設、改修の要望及び車両関係の修理に関する事
- (4) 災害出動及び訓練参加等の報告書の提出に関する事
- (5) 運営費の予算、決算及び報酬に関する事
- (6) 被服及び貸与品の管理に関する事
- (7) 福利厚生に関する事
- (8) その他消防団長が必要とする事項

2 前項各号に掲げる事務に係る様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 前項第1号に掲げる事務 消防団員編成表(第6号様式)及び消防団員退団届(第7号様式)
- (2) 前項第3号に掲げる事務 消防施設改修要望書(第8号様式)
- (3) 前項第4号に掲げる事務 消防団本部員出動報告書(第9号様式その1)、消防団員出動報告書(第9号様式その2)、消防団員火災出動報告書(第9号様式その3)及び活動日誌(第9号様式その4)
- (4) 前項第6号に掲げる事務 被服貸与申請書(第10号様式その1)及び貸与品返納届(第10号様式その2)  
(身分証明書)

第9条 規則第5条第2号に定める身分に関するもののうち身分証明書の様式は次のとおりとする。

- 2 職務に服するときは、常に身分証明書第11号様式(以下「証明書」という。)を携帯しなければならない。ただし、火災その他の災害活動に出動する場合はこの限りでない。
- 3 団員は、証明書の取扱を慎重にし、他人に貸与してはならない。
- 4 団員は、証明書の記載事項に変更が生じたときは、消防団長に証明書を提出し、書替えの手続きをとらなければならない。

- 5 団員は、証明書を亡失し、又は損傷したときは、身分証明書再交付申請書（第12号様式）に写真（上半身、脱帽、縦30ミリメートル、横20ミリメートルで提出前1カ月以内に撮影したもの）1枚を添えて、消防団長に提出し、再交付を受けなければならない。
- 6 団員が退職又は死亡したときは、遅滞なく消防団長に証明書を返納しなければならない。
- 7 消防法第4条第4項の規定中、市長の定める証票は、証明書をもってこれに充てる。

（会議）

第10条 会議の構成、運営その他必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 団本部会議は、本部員及び消防団長が指名した消防団員で構成し、定期的に消防団長が招集し、消防団の重要事項の審議及び重要施策の周知並びに情報、意見の交換を行う。
  - (2) 総務担当会議は、主管する担当副団長（総務、庶務、福利厚生、住民指導）及び消防団長が指名した消防団員で構成し必要に応じて、総務担当副団長が消防団長の了解を得て招集し、事務事業の改善、調整及び意見の交換を行いその結果を団本部会議で報告し、消防団長の意志決定を受けるものとする。
  - (3) 防災担当会議は、主管する担当副団長（防災、訓練、研修、装備、安全管理）及び消防団長が指名した消防団員で構成し必要に応じて、防災担当副団長が消防団長の了解を得て招集し、事務事業の改善、調整及び意見の交換を行いその結果を団本部会議で報告し、消防団長の意志決定を受けるものとする。
  - (4) 分団長会議は、分団長及び消防団長の指名した消防団員で構成し、必要に応じて総務担当副団長又は防災担当副団長が消防団長の了解を得て、招集し、消防団の事務事業の連絡調整、情報交換を行い、その結果を総務担当会議又は防災担当会議に報告するものとする。
- 2 会議を開催したときは、消防団を担当する課が会議録を作成し、要旨を記録保存し

なければならない。

(指揮系統)

第11条 消防団と消防局、相互間の指揮系統を一元化し、迅速かつ効果的に行うため、消防団は消防局長又は消防署長の所轄の下に行動する。

2 前項の命令の伝達方法は、消防局長又は消防署長が具体的に命令を出すのではなく、消防団長又はこれに代る消防団の指揮者に対して命令し、これらの消防団幹部が部下の消防団員に対して直接命令するものである。

3 消防団は、独断で区域外に出動することができない。但し、消防局長又は消防署長の命令があるときは、この限りでない。

(防ぎよ活動)

第12条 火災その他災害現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資機材を有効に活用して生命、身体及び財産を保護するとともに損害を最小限にとどめ災害の防ぎよ活動に努めなければならない。

2 消防団の災害活動体制及び災害活動基準は、別表第5のとおりとする。

(報酬及び費用弁償)

第13条 報酬及び費用弁償については、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和55年条例第2号)に定めるとおりとする。

(公務災害補償)

第14条 公務災害補償については、船橋市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第25号)に定めるとおりとする。

(退職報償金)

第15条 退職報償金については、船橋市消防団員退職報償金の支給に関する条例(昭和39年条例第37号)に定めるとおりとする。

(表彰)

第16条 消防団服務規律及び懲戒条例(昭和24年条例第12号)第5条に規定する

表彰は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)市長表彰

- ① 永年勤続章
- ② 感謝状

(2)消防団長表彰

- ① 特別功労章
- ② 功労章
- ③ 精勤章
- ④ 永年勤続章
- ⑤ 優良分団章

2 永年勤続章は、次の各号に掲げる消防団員に対して表彰状等を授与して行う。

- (1) 市長表彰永年勤続章は、消防団員として20年以上勤続し、その成績優秀なものについて表彰状等を授与して行い、5年を経過するごとに再表彰することができる。
- (2) 消防団長表彰永年勤続章は、消防団員として15年以上勤続し、その成績優秀なものについて表彰状等を授与して行う。

3 感謝状は、消防団長が特に必要と認めた場合に船橋市感謝状贈呈基準により市長へ上申するものとする。

4 特別功労章は、次の各号に掲げる消防団員及び分団又は班に対して表彰状等を授与して行う。

- (1) 災害において消防作業に従事し、その功労顕著なもの
- (2) 防火思想の普及、消防施設の整備その他災害の防ぎよに関する対策の実施について、その成績特に優秀なもの
- (3) 公益財団法人千葉県消防協会東葛飾支部消防操法大会において、優勝又は千葉県消防操法大会で3位までに入賞したもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、他の模範として推奨すべき功労があったもの

5 功労章は、次に掲げる消防団員に対して表彰状等を授与して行う。

- (1) 消防団員として、10年以上勤続し、その成績優秀なもの
- (2) 火災、訓練等において率先して参加又は出動し、他の模範となるもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、消防団長が特に必要と認めたもの

6 精勤章は、消防団員として3年以上勤続し、消防業務に精励したものについて表彰状等を授与して行う。

7 優良分団章は、特別点検の成績優秀な分団又は事業において率先して活動した分団について表彰状等を授与して行う。

なお、この表彰は団本部会議で決定し、表彰の上申は省略するものとする。

8 市長への表彰上申は、市長表彰上申書(第13号様式その1)により行うものとし、消防団長への表彰上申は消防団長表彰上申書(第13号様式その2)により行うものとする。

9 勤務年数の計算は、消防団員に就任した月から起算し、退任した後再び就任したときは、前後の在職年数は、これを通算する。

10 表彰は、毎年消防出初式に行うものとする。但し、消防団長が必要と認めるときは、その都度行うことができる。

(保管簿冊)

第17条 規則第8条に定める保管簿冊は、次のとおりとする。

- (1) 団員名簿(第14号様式)
- (2) 金銭出納簿
- (3) 備品台帳(第15号様式)
- (4) 消防沿革史
- (5) 消防団管轄区域図
- (6) 消防団通達書類
- (7) その他必要簿冊

## 附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。